

# Weekly Report

第235号  
平成25年10月15日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来年施行される主な税制（成立済みのもの）

平成26年4月から消費税率を8%へ引き上げが決定しましたが、今年度改正などにより来年から施行される他の税制も確認しておきましょう。

◎**小規模宅地等の特例（相続税評価額の減額）に関する適用要件の緩和【26年1月】**……二世帯住宅は、内部で行き来ができない場合でも適用対象となります。また、老人ホームに入所したことで居住しなくなった家屋の敷地についても要件が緩和されます。

◎**上場株式等の軽減税率10%が廃止【26年1月】**……配当や譲渡益に対する税率が20%になります。

◎**NISA（少額投資非課税制度）の開始【26年1月】**……年間100万円を上限に購入した上場株式や投信等の配当や譲渡益が5年鑑非課税となります。

◎**国外財産調査の提出【26年1月】**……12月末時点で、5千万円超の国外財産を保有している方は、翌年の3月15日までに国外財産調査書を提出する必要があります（今年末の保有状況から対象）。

◎**延滞税等の引下げ【26年1月】**……延滞税、利子税、還付加算金が引下げられます。

◎**住宅ローン減税の拡充【26年4月】**……一般住宅の場合、10年間の最大控除額が400万円（認定住宅は500万円、被災地は600万円）に拡充されます。なお、収入が一定以下（都道府県民税の所得割額が9.38万円以下）の方は給付金が支給されます。

◎**領収書等に係る印紙税の非課税範囲の拡大【26年4月】**……金銭又は有価証券の受取書について、記載金額5万円未満は非課税となります。

◎**不動産譲渡及び建設工事請負の契約書に係る印紙税の軽減措置の拡充【26年4月】**……軽減措置の対象が不動産譲渡は10万円超、建設工事請負は100万円超に拡大され、軽減割合も上げられます。

## 消費税の転嫁拒否等が禁止される事業者は

消費税転嫁対策特措法により、特定事業者は26年4月以後に特定供給者（継続取引をしている事業者）から受ける商品・役務について、減額や買いたたきなどの転嫁拒否行為が禁止されます。

特定事業者とは、大規模小売事業者（売上100億円以上など）だけではなく、資本金3億円以下の事業者や個人事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者も該当するため、中小企業でも特定事業者となる場合があります。

また、特定供給者は、販売する商品を納入する事業者だけではなく、店舗で使用する什器等や店舗の清掃等を供給する事業者も含まれます。

## 年末調整で必要な証明書等の確認と保存

保険会社等から生命保険や地震保険の「保険料控除証明書」が送られてきます。

給与所得者は12月の年末調整で必要ですから、従業員に対し大切に保管するようにお知らせするか、その都度会社で預けるようにします。

また、生計を一にしている親族の社会保険料を支払っている場合も控除が受けられますが、国民年金については支払証明書（領収書）が必要となります。なお、中途入社した方には前勤務先から「源泉徴収票」を取り寄せるように依頼します。